

# 青森・岩手県境不法投棄事案に係る第3回合同会議

日 時 平成15年1月22日(水)

13時30分～15時30分

場 所 二戸地区広域行政事務組合会議室

## 1. 開 会

○菅野補佐 では、皆様おそろいでございますので、ただいまから第3回青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同会議を開催させていただきます。

## 2. あ い さ つ

○菅野補佐 開催に当たりまして、岩手県時澤環境生活部長よりごあいさつを申し上げます。

○時澤部長 それでは、初めにごあいさつさせていただきたいと思います。まず、二戸市長さん、田子町助役さん、お忙しい中、青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

昨年でございますけれども、私どもこの県境不法投棄事案に係ります国の支援ということで、従来の3分の1の補助につきまして、何とか2分の1ということで国にお願いをしてきたわけございまして、国の方でも真剣に取り組んでいただきまして、原則は3分の1ということでありまして、有害なものについては2分の1と。さらに、2分の1、3分の1を問わず地方債の特例ということ、さらに交付税の措置というような新しいスキームをつくっていただきまして、現在それを法律に位置づけて、今後10年間で全国の負の遺産を片づけるべく制度づくりを進めているということで、2月の中ごろには法案が国会の方に出ているのではないかとこのように思っております。私ども一日も早いその成立を願っているわけございまして、したがってそういう枠組みを国の方でつくっていただいたということでございます。地元といたしましては、その枠組みに沿って早期にそういう現場の原状回復、あるいは環境再生ということに取り組んでいかなければならない責任は現場の方ますます重くなってきております。私どもその国の制度を使いまして、住民の方々の安心感の醸成と健康被害の防止という観点から、さらに一生懸命取り組んでいきたいというふうに考え

ております。

国の方の詳細な法律の内容というのは、まだ明らかになっておりませんが、その法律の中、聞くところによりますと、その支援を受けるためには計画をつくっていかなくては行けないと。その計画をつくって、その中で幾らかかかっていくというようなことを明らかにして、それで初めて国の方からの補助が受けられるということでございますので、私どもといたしましては地域住民の皆様方のご意見、あるいは合同検討委員会のご提言をいただきながら、その計画を早期に策定をしていく必要があるというふうに考えておりました、それを前提にしていきますと、今後いろんな作業を精力的に行っていくといけないうふうに考えているところでございます。私ども一日も早い原状回復ということが基本だと考えておりますので、住民の皆様方あるいは合同検討委員会の皆様方にもご理解をいただきまして原状回復に、そして環境再生につなげていきたいというふうに考えておりますので、地元の方々あるいは二戸市、田子町の皆様方のご協力をいただきたいと思います。

今回は、第3回目の合同検討委員会に向けての打ち合わせということでございますので、事務的にいろいろと説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○菅野補佐 ありがとうございます。ただいま部長からごあいさつの中で申し上げましたとおり、本日岩手県二戸市長さん、青森県の田子町の北村助役さんにご出席いただいておりますので、大変恐縮でございますが、二戸市長さん、田子町の助役さんから一言ごあいさつをちょうだいしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○小原二戸市長 開催地であります二戸市の市長の小原と申します。本日は、ようこそ足元のお悪い中二戸においでくださいます、まことにありがとうございます。また、両県におかれましては、県境の産廃問題に真剣に、かつ精力的に取り組んでいただいておりますことを心から感謝申し上げます。

半年ぶりの会合だと思っておりますが、その間今部長さんからお話がありましたように、国においても大きな動きがあって、今時限立法の件と、そして予算措置も案の中に30億組まれるとかという動きになっていきますし、ありがたいことに岩手県選出の鈴木先生が環境大臣になられたということも大変幸運だったと思っておりますし、かつありがたかったと思っております。現地におきましても、各種の補完調査、それから応急処置といいますが、そういう手だても

講じていただきまして、現場でもいろいろ動いているというような感じもしたわけでありまして、この点もお礼を申し上げたいと思います。

いよいよ具体化に向かって話が進んでおるように聞いております。技術部会の方でもいろんな検討をなされているようでございます。若干気になりますのは、報道等で日経なんかに書いてありました、どこかで両県足並みが合わないといいますが、ずれがあるのではないかというふうなことが常に言われております。状況が違うわけですから、すべて同じということではないと思いますが、この点についてはこれまでずっと一緒になって進めてこられてここまで来たということを踏まえて、さらに具体的に歩み寄るといって失礼かもしれませんが、一つの事業として取り組んでいただいて、地元の皆さん、あるいは国から見てもそのように移るようになれば大変ありがたい、そのように考えているところでございます。

これから解決するまでにはまだかなりの時間かかると思いますけれども、それぞれ両県ともしっかりと体制も強化されまして臨んでおられるということは、大変私どもにとって心強いことでもあります。また、地元の皆さんも非常にこのことについては真剣に考えておられまして、今度の次の検討会の中ではまた皆さんからお話が出ると思いますが、地元の疑問あるいは期待にもぜひお答えいただきますようお願いを申し上げたいと思います。どうぞよろしく願います。ありがとうございました。

○菅野補佐 助役さん、恐縮でございますが、よろしくお願い申し上げます。

○北村田子町助役 どうも本日はお忙しいところ、こういった会合を開いていただきましてありがとうございます。また、市長さんからもお話ございましたけれども、それぞれのお互いの県で十分な体制を構築して、真剣に取り組んでいただくというふうなことで、この点につきましても御礼を申し上げたいと思います。

もう一つ、町長が出席できないことをまずおわび申し上げたいと思います。事情がございまして、どうしても出れないというふうなことでご理解をいただきたいと思います。

当町の場合、皆さんもご承知だと思いますが、風評被害が非常に昨年あたりから全国紙なんかに載るとそのたび風評被害というふうなことで、大変まず町としてもその対応に追われているというふうなことがございます。そういった意味では、できるだけ一日も早い早期の解決というふうなことでお願いをしたいなと。体制的には、国の方の支援の体制がやっとできたところ。ところが、10年というふうな制限がございますので、果たしてその間に可能な限りというふうなことでは困るわけでありまして、そこできれいに終わればいいわけですが、伏流水なんかにについては果たして10年のサイクルの中ですべてが解消するのかどうか、その辺が非

常に地元の住民の方々からも心配だというふうなことで、水を使っているところからはもうあの周辺の水は使えないと、畜産関係でございますけれども、そうしますともう必ず風評被害の対象にされるというふうなことで、何とか町で水の確保について対応してもらえないかと、こういった実は相談も来ております。

それと、だんだん消費者の方々シビアになりまして、流域が違うわけでありまして、その地帯でとれたものであってもとにかく田子の産ということになりますと、いわゆる最終的には米であれ、ニンニクであれ、全部そのもののダイオキシンの残留を調べてほしいと、ここまで厳しくなってきました。最初のころは、地理的なものとか、水質検査の状況をそのまま県の方で、あるいは町で調べた結果を持って説明に参りますと納得をしていただきましたけれども、昨今はそうではなくて、そのものを成分を分析してほしいと。昨年のリンゴ等の農薬の問題もありましたので、より消費者の方々シビアになってきていると、こういった面の対応も非常に町としてもその分析等が時間がかかるものですからすぐ対応できないと。2カ月、場合によって3カ月近くかかる、こういった問題も実は非常に悩みで、苦慮して対応しているというふうな状況にあります。

きょうその辺も実は話題にさせていただきたいなと思うのですが、将来そういった水に含まれる状態になったときにどうなるのか、10年というスパンを決められたときに国の支援はどうなるのか、その辺もお聞きしたいなと思っております。いろんな課題はあろうかと思いますが、そういった現場の厳しい現状も何とか認識をしていただいて、早期の解決に向けた体制ですね、我々も町としてやれる範囲のことは努力しますが、今後ともひとつよろしくどうぞお願い申し上げたいと思っております。

○菅野補佐 大変ありがとうございました。

それでは、本会議の出席者を恐縮ですが、ご紹介いたします。

まず、ごあいさつを賜りましたが、二戸市の小原市長さんでいらっしゃいます。

田子町の北村助役さんでいらっしゃいます。

岩手県の出席者をご紹介いたします。

時澤環境生活部長でございます。

長葭環境生活部次長兼産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長でございます。

築田対策監でございます。

小林対策監補佐でございます。

吉田主任主査でございます。

菊池副主幹でございます。

佐藤技術副主幹でございます。

松岡主査でございます。

佐々木主査でございます。

平井主査でございます。

それから、二戸地方振興局保健福祉環境部の加藤部長でございます。

谷藤衛生環境課長でございます。

石手洗主任薬剤師でございます。

私きょうの進行を務めさせていただきます対策監補佐の菅野でございます。よろしくお願いいたします。

では、恐縮でございますが、青森県の出席者を青森県からご紹介いただけますでしょうか。

○山田副参事 それでは、青森県側をご紹介いたします。

環境生活部福永次長でございます。

県境不法投棄対策チームのチームリーダー、鎌田でございます。

同じく対策チームの八島副参事でございます。

同じく大日向総括主幹でございます。

西谷主幹でございます。

成田主幹でございます。

苫米地総括主査でございます。

菊池総括主査でございます。

古川主査でございます。

五十嵐技師でございます。

八戸環境管理事務所の吉田所長でございます。

私副参事の山田でございます。よろしくお願いいたします。

菅野補佐 ありがとうございます。

### 3. 議 題

#### (1) 次回合同委員会への報告事項

- 1) 第2回合同検討委員会の指摘事項及びその後の経過について
- 2) 技術部会の中間報告について

3) 排出事業者の責任追及について

(2) 次回合同委員会での検討事項

環境再生の考え方について

(3) その他

○菅野補佐 それでは、早速次第に従いまして議事に入らせていただきます。

議事につきましては、それぞれの項目について説明の後、これについて意見交換等を行いまして、次回合同検討委員会へ提出いたします報告検討事項等についてご検討をお願いしたいと思っております。

なお、ご出席いただいております二戸市長さん、田子町の北村助役さんには適宜ご意見等賜ればと存じておりますので、あわせてよろしくお願い申し上げます。

それでは、次回合同検討委員会の報告事項につきまして、一応3項目を上げてございます。そのうち、まず一つ目の第2回合同検討委員会の指摘事項及びその後の経過についてご説明をお願いいたします。

○築田対策監 それでは、座ったままで説明させていただきたいと思えます。資料1に基づきまして、第2回合同検討委員会概要という資料ございますが、これ昨年8月に開かれまして合同検討委員会でこちらからお示したものに対しまして委員の皆様から意見、指摘事項いただきましたことに対し、これまで両県がどのような対応をしてきたかということの確認事項でございます。

最初、1番目に汚染除去と汚染拡散防止策についてということで、両県これまでの調査結果、そこに、  
、  
、  
と示しておりますように調査位置図あるいは廃棄物分布図、地下水水質分析結果というものを、調査結果を同一のマップに落としてはということで、それは落とした形で説明を申し上げてきたということに対し、委員からの意見として地下水、廃棄物の調査結果データが欲しい、詳細なデータが欲しいということで委員全員の方に送付しております。

それから、二つ目の項目としましては、今後の対応についてということで、  
、  
汚染の除去について、  
、  
汚染拡散防止対策について、  
、  
原状回復スケジュールについてということでお諮りしております。汚染の除去については、住民の健康被害の防止と安心感の醸成を第一に最終形態を有害廃棄物の除去と位置づける。

それから、汚染拡散防止対策につきましては、西側エリア、これは遮水壁による汚染拡散

防止策は有害廃棄物からの浸出水による周辺環境への影響を防止するとともに、有害廃棄物の除去作業の過程で必要な措置と位置づける。東側については、早急に汚染そのものを除去するということによって、恒久的な安全状態を早急に確保することを第一として、汚染拡散防止策は暫定措置と位置づける。

スケジュールでは、西側エリアは14年には基本計画を策定し、そして15年には実施計画、15、16年に水処理施設の建設、16年から18年に汚染拡散防止壁築造工、それから雨水等の表面排水工事を行うというふうにしており、東側については14年度汚染拡散防止に関する詳細な調査をした後で、15年から3カ年で撤去、それから原地浄化を組み合わせた特管物の除去を開始すると。両県エリアとも随時周辺環境モニタリングは実質行っていくと、そして有害廃棄物の撤去後に土地還元、跡地整備、環境再生という対応を図るということでお諮りしております。

これに対して委員の方々からは、まず両県エリアとも環境再生を実現するのに支障となるものは撤去するが、汚染リスクの高いものは汚染拡散防止した上で早急に同時並行的に撤去すると、この詳細を技術部会で詰めなければならないという意見をいただき、これは技術部会委員会におきまして3回ほど協議をしているところでございます。

それから、雨水対策が必要であるということで、これも雨水対策については計画を策定中であります。周辺環境モニタリングシステムをつくる必要があるということに対しまして、これも両県で技術部会から提言を受け、モニタリングシステムを強化するというようにしております。

次、有害廃棄物の詳細を調査する必要があるということにつきましては、西側では汚染拡散防止のための遮水壁、それから浸出水処理施設を設置すると。東側では、詳細な調査を行った後で、汚染拡散防止と水処理はその後で検討するというようにしております。

それから、有機溶剤については、ガス化による除去を検討してはどうかということに対しまして、技術部会の提言を受けて原位置浄化も視野に入れて検討すると両県でいたしております。

それから、東側調査の中で、電気探査数、これは1本という案を示していたわけですが、これについて少ないのではないかとのご指摘に対し、5測線という形で計画を変更し、5測線にふやして調査しております。

それから、地下水の汚染状況を詳しく調べてほしいということで、これも技術部会の提言を受け、現在までのモニタリング、あるいは詳細調査、今後のモニタリング、これで把握し

ていくこととしております。

それから、今調査している場所ではなくて、青森県は県道浄法寺田子線わきの牧草地についても、不法投棄の状況を調査してほしいという意見がありまして、これに対しまして現在岩手県が詳細調査の中で一部牧草地にボーリングを行っております。これは、あくまで岩手県側東側の基盤とか、あるいは地下水の状況を確認するためのボーリング調査でございますが、そのボーリングコア等からいろんな土壌、あるいはそこにある物質、コアをとって分析しておりますので、それは調査結果を見て対応していくことになろうと思います。

それから、あそこの場所、当該牧草地に不法投棄されていたのではないかとということについては、55年に一般廃棄物の処分場、それから56年には産廃最終処分場として届け出がされているという状況でございます。

それから、現場の北側、東側への地下水の流れがないか精査してほしいという分については、これも両県技術部会の提言を受けて、地下水の一斉観測を実際に行っておりますし、その結果については検討中、分析中であるということでございます。

それから、東側で流向流速方法の一つであるトレーサー法をやり、水みちを把握してはどうかということにつきましては、詳細調査の結果ですが、現場は非常に流速が遅く、トレーサー調査は非常に時間と費用がかかるということで、イオン分析を実施しているということでございます。

裏にまいりまして、委員からの意見でございますが、フェノール類、基準にない物質の調査も必要ではないかということは、両県技術部会からの提言を受け、対応を検討しております。

それから、現場で何か措置が進んでいるか、非常に見えることをやるのが大事であるということで、西側の流れている水への措置、これは必要ではないかというご提案、ご意見でございますが、これについては14年に暫定的な浸出水浄化対策として、パークによる浄化施設を2カ所設置しております。

それから、工事中の大気モニタリングが必要であるということにつきましても、技術部会からの提言を受けてモニタリングの位置等を決定し、工事の際には実施できるように検討しております。

それから、技術部会の設置についてという項目でございますが、目的は原状回復及び環境再生を実現するための具体的手法等に関する技術的評価等を行うことを目的として技術部会を設置するというもので、これは技術部会、委員会に設置いたしまして、これまで3回技

術部会を開催しております。この技術部会は、上記事項の、今申し上げました事項の評価等を行うが、必ず合同検討委員会で総合的な評価をして青森、岩手両県に返すものであると、これは委員長からの確認事項ということで出されております。

それから、排出事業者責任の追及についてということで、これは14年9月以降の予定を説明いたしましたが、それに対し、措置命令の措置を講ずるに当たって、廃棄物の特定が難しいと思うが、具体的にどのような形で措置命令を行うのかというご意見、ご質問に対して、廃棄物との因果関係が証明されると排出事業者が特定できるけれども、例えば燃え殻、汚泥、廃油等については、どのような措置命令のかけ方があるのか、環境省と十分協議し、あるいは指導をいただいてやっていきたいということで、現在も環境省と十分協議をしながら進めている状況でございます。

以上、第2回の合同検討委員会にお示しし、それに対して委員さん方からいただいた意見、指摘事項に対する現在までの対応状況ということでございます。

○菅野補佐 ただいまの説明に対して何かご意見等ございませんでしょうか。本件につきましては、報告ということで現状確認でございますので……

○二戸市長 質問でもよろしいですか。パークによる浄化施設を設置していただいてありがとうございます。ただ、その効果はどうなんでしょうか。

○鎌田参事 実はパークをおっしゃった先生に実験をやってもらったのです。そうしたら真っ黒な水がほぼ透明に近くなったわけです。ということは、SSが十分落ちると。SSが落ちるといことは、それに付随しているものが落ちてくるということで、化学的な成分の証明というのはまだ今実験中ですので、出ていないのですけれども、まずそういうことからだけでもやる価値はあるのではないだろうかということで、あそこの中央の方から出てくる場所の下の方に40メートル、それから中間処理施設から出てくるところの30メートルのパークを詰めた水路というのですか、そういうところをつくって今浄化しているという状況ですので、効果はあるというぐあいに見ております。

○二戸市長 先生は定期的に見えられて評価しているのですか。

○鎌田参事 現場にも埋めている最中、いわゆるフィールド試験のときに大学で試験している最中、それも終わって、今度現場で試験したわけです。そのときにお見えになっていると指示を受けました。そのときに言ったのが、いろんな効果はあるのではないだろうか。ひょっとすればVOCまでとれるのではないかとということまでおっしゃっていましたので、その辺はデータまだ出ていませんで、まだちょっとその辺は言えませんけれども、何かし

ら私は期待できると思っております。

○長葎次長 先ほど二戸の市長さんが、ちょっと両県の足並みのことをおっしゃっていましたが、私ども今までずっと青森県さんと一緒にいろんなことをやってまいりまして、特に環境再生の方は大日向さんとか西谷さんとかこちらの方たちとうちの方といろいろご議論いただいたりなんかしていますし、それから責任追及の方も八島さんを初め、青森県と岩手県では仲よくやっているというか、一生懸命それぞれ取り組んでおりますので、そういうご懸念は余りないというふうに思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

それで、一つ青森県さんにお尋ねしたいのは、資料1の下から三つ目の二戸の市民の方たちからいろいろ言われているのですけれども、今調査している場所ではなくて、青森県の県道のところ、こここのところを調査してほしいというふうなお話があります。このほかにも私どもの方にも現在青森県さんの西側といいますか、あそこではいろいろ調査をしていただいているのですけれども、それができればボーリング調査だけではなくて、ちゃんと掘ってこないかというような要望もうちには来ております。これの考え方について、下から三つ目の考え方について、私どもで平成14年に1回ボーリングをやったというふうに書いてありますけれども、これは先ほど築田の方からご説明しましたとおり、あくまでも地下水がどうなっているとか、そういうふうな調査のためにやったもので、これを使われてご判断するのか、あるいは独自に調査されるのかというようなところを教えてくださいたいと思います。

○鎌田参事 今のお話ですけれども、今岩手県の方でボーリング調査をなさって、そのコアを見れば大体どういう状況にあるのかというのがわかるかと思うのです。その状態でもってどういうものが埋められていたのか。ここは、なお書きのところに書いていますけれども、一般廃棄物あるいは産業廃棄物の最終処分場として汚泥を入れるということで届け出がなされたものですから、そこに汚泥が入っていたとすれば、それは設置届に基づいた処分ということになるし、またほかのものがもしあるとすれば、そのときまた詳細な調査をしていかなければいけないというふうに考えております。

○長葎次長 ありがとうございます。実は、青森県さんでいろいろボーリング調査をしていただいたのを今までも提出していただきまして、私どもでも見させていただいているのですが、例えば青森県さんがボーリングした中で、アの14番というのがありますけれども、このアの14番のところ、ここボーリング調査した結果を見させていただいていますといろんなものが出てきているわけですが、特にバークとかプラスチック片、ビニール片、それから有機溶剤のにおいがするというようなところが、そういうのもあります。そのほかに実はこのア

の14についてお話ししますと、警察本部ですね、青森県と岩手県の警察本部がそれぞれ現地で状況証拠をとるために現地を掘っているのです。これがその写真なのですけれども、これを見ますとちょうど遮水壁今度おつくりになろうとしている真上ですが、ここでこのぐらいのこういうものが出ています。こういうようなものです。これが出ています。ところが、これには出てこない。要するに、14番の掘ったコアの中には当然こういうのは入っていないだろうと思うのですが、こういうものがすぐとなり、実際にあるのにもかかわらず出ないということなので、こういうことから考えてみますと、やはりきちっと掘った方がいいのではないかというふうに思うのですけれども、いかがですか。

○鎌田参事 いわゆる掘るということになると、前々から我々言っていますように、あそこが斜面になっているし、それから中に汚染水が相当含まれているということが、いわゆる攪拌による拡散というもので、周辺環境への汚染が懸念されるわけです。その影響というものは非常に大きくなると思うのです。したがって、あそこの部分はいわゆるこの間の技術部会で決まりました優先的に撤去すべきものということで33万立米の中にまだ入っているかどうかちょっと確認しないとわからないですけれども、その前にいわゆる水処理施設あるいは遮水壁、そういうものをつくってからでないかあそこは手をつける場所ではないというぐあいに考えておりますので、その辺はその後のことになるかと思えます。

○長葎次長 多分そういうふうにおっしゃるだろうなと思っておりましたけれども、実はこれは平成11年に既に両県の県警本部で掘っているのです。だから、掘っているにもかかわらず特段あそこのところの流域から汚染水が出たというような、そういう調査結果とか出ていないわけですね、今までのところ。だから、少なくとも地域の方たちが掘ってほしいと言っているぐらいのところは掘ったらいいのではないかと思うのです。どこもかしこも掘ってくれというお話をいただいているわけではないだろうと思いますので、せめて地域の方たちがここだけは掘ってくれというようなところは掘ってあげていただいたらいかがかなと思うのですけれども。

○鎌田参事 これも実は技術部会でも再三言われていますように、あそこは手をつければ周辺の影響が大きいということで、まずあそこに壁をつくって汚染水が出ないようにしてからいろいろなことをやるべきだということが技術部会でも言われていますし、我々の青森県の考え方としてもその方がいい。それからまた、汚染水が一旦出てしまえば、今はまだ出ていないということになっていきますけれども、出てしまえばその影響を排除する、あるいはそれをもとに戻すということになれば、とんでもない時間と経費がかかるわけです。また、もとに

戻すことが果たして可能なのかどうかということまでも考えなくてはいけない。したがって、来年度からできるだけ早く水処理施設をつくり、その後でまた壁をつくり、したがって我々は壁をつくるときも廃棄物に手をつけざるを得ない状況にありますので、ですから水処理施設を先につくって、その汚染水を先に処理するような手段を講じてから遮水壁をつくっていこうというぐあいな、いわゆるそれだけ慎重にやっていかなくてはいけない現場だというぐあいに言われておりますので、それは室長が言われるように、要望があれば要望としてそれは後ほど検討するにしても、いずれにしても我々は壁をつくってそこから水が出ないようにするにはいけない。汚染水が出ないようにしていかなくてはいけない。汚染されたら終わりだということですから、そういう意味で今来年度からの計画をできるだけ早くやっていきたいというぐあいに考えております。

○長葎次長 これは、余りこの話を長くしてしまいますとほかが進まなくなってしまいますので、最後にもう一回だけお話ししますと、我々が一番心配しているのは、何十億とか何百億をかけて、青森県さん側の方では遮水壁をおつくりになって水処理するということが、そういうことを一生懸命やってもやはり地域の住民の方たちがいや、あそこ違う場所なんだとか、違うところにもっと埋まっているじゃないかと言われてしまうと、せっかく我々がやってきた努力というのが何か疑念を払拭できなくなってしまって申しわけないなという感じもするものですから、できるだけそういうことをしていただきたいなと思っているのです。特にお示ししましたこれ、要するに医療系廃棄物ですよ。もう使用済みのおむつなわけですから、そこに注射針が入っています。それから、おむつが入っています。あと、点滴したものとか、そういうのがみんな入っているわけです。これは、多分次長さんはまだご存じないと思うのですけれども、警察と一緒に現場検証でうちの職員とか青森の職員立ち会っていますので、ご存じだとは思うのですね、ほかの方たちは。こういうようなものがあるのにもかかわらず、全然調査結果の報告書には出てきていないのです、青森県さんの。それで私は心配しているのです。

この話はこれでやめますけれども、できるだけそういうことで詳しく調査していただいた方が住民の方たちの不信感というのは払拭できるのではないかとお願いしたいと思います。

○菅野補佐 ありがとうございます。

○二戸市長 今指摘があったところと関連してなんですが、県道浄法寺-田子線脇の話は同じところなんですか。

○長葎次長 違う場所ですが、廃棄物はいろんなところにあるんです。

○二戸市長 県道浄法寺-田子線は現場よりもっと南のところだと思うんですね。かつてだいぶ昔に、確かに私共も二戸広域の汚泥を捨てた時期があり、不法投棄の可能性を指摘されたこともあります。前のとき、県道浄法寺-田子線脇の牧草地についても不法投棄の調査をしてほしい。と話しがありませんでした。今の答えで14年の調査でボーリング調査をやったとあるが、岩手県がその場所で調査したんでしょうか。

○谷藤二戸保健所課長 14年度の詳細調査の中で、牧野の1カ所をボーリングしてございます。これは、地下水の流れを確認するというので、大体位置的にいいますと入り口の門から小端川の源流になるため池でございますね、あそこに向かっていくラインの途中になります。地下水が恐らく傾斜でその方向に流れていくのだろうということを目的として掘ったボーリングでございます。その状況は……

○二戸市長 もう少し南なんですか。

○谷藤二戸保健所課長 はい、そうです。済みません、もうちょっとつけ加えさせていただきますと、その表層の部分については汚泥様のものが見られていますけれども、その下の方については地山のものです、廃棄物は出てはいないです、その部分については。ですから、その結果、詳細な分析はまだこれから出てくるとは思いますけれども、そのことでなかなかその結果を見て掘る掘らないの判断をするというのは難しい状況にあるのかなというふうに思っています。地元の方がおっしゃっているのは、違う場所に埋まっているのではないかなということも現場でボーリングする際にお話しいただいていますので、やはり疑問に持たれている場所については、何らかの形で調査していただいた方がよろしいかなというふうに思っております。

○二戸市長 私もおかしい。ボーリングしなきゃならないから、コアをとるのかな。

○谷藤二戸保健所課長 ボーリングをした場合、先ほど長葎次長が話してありましたように、ピンポイントという形で外れると出てこないということもありますから、その辺もう少し広い形で何らかの掘るような方法でもよろしいのかなとは思いますが、その辺はやり方についていろいろ専門家の方の意見も聞きながら、ご判断されればよろしいのではないかなというふうに思います。

○二戸市長 そうしていただくと安心すると思います。このような状況では、ないと思いますが、バックホーで掘ったり汚泥なのか別なものなのかやっただけならば住民も安心すると思います。ぜひお願いしたいと思います。

○福永次長 今市長さんからもお話ありました。そして、これはもともと住民の方からあの場所はどうかののでしょうかと、問題の場所以外の場所なのだけれども、どうかののでしょうかということで、2回目の合同検討委員会の際にお話ありました。ちょうど今これまでお話あったように、岩手県さんの方でボーリングする予定の場所だということで、まずそのボーリングの結果を、内容を調査した、検討した結果を見せていただいて、その結果を踏まえてどうしましょうかということを検討するという事で来ております。住民の方からそういう話があった。それから、きょうもお話ありました。それから、市長さんからもお話ありました。そういうことも踏まえながら、また我々もこれからいろんな形で、住民の方への説明会とかいろんな形で状況をお知らせするという場面もございます。そういう中で、いろんな意見を聞きながらこういう問題も考えていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○大日向総括主幹 一つよろしいですか。室長さん言われたアの14というのは、我々の遮水壁の位置より内側に入っておりますけれども、その辺ご理解願いたいと思いますが。

○長葎次長 内側。岩手よりですね。

○大日向総括主幹 アの14ですね。アの14は、ちょうど西側の中間地点になっておりまして、我々の遮水壁はもっと下の方につくろうということになっておりますので、その位置が遮水壁だということではございません。

○長葎次長 わかっていますよ。それは。遮水壁の内側なんですよ。

○大日向総括主幹 ただその辺は理解してもらわないと、遮水壁の位置ととらえられるとまずいですから。

○長葎次長 わかっています。ただボーリングしてくれたところと掘ったところがほんのちょっとしかずれていないのに、片一方では何もでていないのに、片一方では大量に出ているということがありますので。

○大日向総括主幹 それと実際技術部会では西側が沢地形で、いわゆる廃棄物が深い位置まであるのだと、そのような地形では、トレンチ工法はできませんよという話はされているわけです。ですから、その辺はお互いに理解して話ししているはずなのですけれども。

○長葎次長 うん、だからそれは理解しているんだけど掘ってあげたらいいのではないかというものと。

○大日向総括主幹 ですから、それについては今うちの次長も言いましたけれども、そういった旨でいろいろ検討しなければいけないものは検討していくということです。

○長葎次長 今いただいた答えということで。

○大日向総括主幹 その点よろしくお願いします。

○菅野補佐 ありがとうございます。合同検討委員会に出す資料として、この部分については特にこれによろしゅうございましょうか。では、そのように取り計らせていただきます。

続きまして、大変恐縮でございます、お手元の方に資料1 - 2といたしまして、第2回青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会後の経過についてという資料をつくってございますが、これはその当時の事実関係を述べた資料でございますので、ごらんいただきまして特にご異議等なければこれで進めさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。では、ありがとうございます。

では、続きまして技術部会の中間報告につきましてご説明をお願いいたしたいと存じます。

○鎌田参事 基本的には、技術部会の中間報告につきましては、部会長の方からお話があると思いますけれども、ここに書いてあるのは資料としてはこういうことをやったと、いわゆるこういう第1回目の技術部会、14年の11月に開かれた第1回の技術部会では、例えば現地の調査内容とか、あるいは今後の検討スケジュールとかが検討されました。また、2回目には原状回復方策について検討されましたというような内容でございます。いずれにしても、これは部会長の方から整理されて、この項目に沿った形で報告がされるかと思われまので、それは我々の方でちょっとこれはできませんので、部会長の方にお任せしたいと思っております。

○菅野補佐 これについては特によろしゅうございますか。

では、続きまして資料3、排出事業者の責任追及についてご説明をいただきたいと思います。

○八島副参事 まず、資料3 - 1の方を見ていただきたいと思っておりますけれども、これは排出事業者数の大幅な増加について、その内容ということになっております。排出事業者数につきましては、青森、岩手両県による追加のリストアップ作業の結果、昨年8月30日現在、2,627業者であったものが約8,100業者ほど増加しまして、昨年12月24日現在で1万721業者となったものであります。主な増加内訳としましては、東京都が693業者から3,525業者、それから埼玉県が880業者から2,555業者に大幅に増えております。また、これまで排出事業者数が1桁でありました新潟、山梨あるいは静岡といったところにつきましては、それぞれ大幅に3桁に増加したというところであります。

次に、増加の理由についてご説明いたします。排出事業者につきましては、青森、岩手の

両県でこれまでその把握に努めてきたところです。それで、排出事業者の特定につきましてはなお時間を要する状況ではありましたが、できる限り早期に関係都県市の協力を得て、排出事業者に対する報告徴収を行う必要があったということから、昨年8月30日現在の時点で、縣南衛生の処理実績報告、三栄化学工業の関係書類、あるいは収集運搬業者からの報告により、約2,600業者ほどをリストアップして、8月30日に関係都県市の部長会議を環境省主催で開催したということです。その後追加のリストアップの作業ということで、昨年9月の収集運搬業者からの再報告、それから縣南衛生のマニフェストの精査等の作業を行った結果、昨年12月24日現在で約1万700業者となることが判明したということです。なお、収集運搬業者の方からまだ報告がなされていないものや、あるいは報告徴収を実施して、その報告徴収結果の分析等によりまして排出事業者数が今後も増加する可能性があるということです。全体把握にはまだ時間を要するというふうに考えております。

次に、裏の資料3-2の方をごらんいただきたいと思います。今回の大幅な増加を踏まえて、今後どのような手順、スケジュールで責任追及事務を進めていくかということになりますけれども、その前にまずこれまでどのようなことをやってきたかということにつきましては、資料の左側の方を見ていただきたいのですが、排出事業者責任追及のため、まず昨年8月30日に関係都県市部長会議を開催しております。また、9月27日にはこちらは青森岩手両県主催ということですが、関係都県市担当者説明会を開催したところです。現在関係都県市の協力を得ながら、当初の約2,600業者に対しまして排出状況の実態把握のための報告徴収を実施しているところです。この報告徴収の円滑化を目的といたしまして、昨年10月下旬から11月中旬までの間に主に対象事業者数の多い首都圏の9都県で延べ16回にわたりまして事業者説明会を両県主催で開催しております。この報告徴収の提出期限につきましては、説明会開催日のおおむね1カ月後に設定したところであります。それで、昨年12月24日現在で所在地不明業者を除く対象事業者数2,237業者のうち1,774業者から報告書の提出があり、提出率というものがその時点では79.3%、これにつきましては現在最新の数値では約8ポイントほどこれがさらに上昇しているという状況です。現在提出された報告書の内容については、一部審査をしているところであります。また、未提出の業者に対しては関係都県市の協力を得て、電話督促をしているという状況です。

次に、右側の方になりますけれども、今回大幅に増加しました事業者8,100業者に対する責任追及の手順スケジュールということです。まず、排出事業者の責任追及につきましては、不法投棄の未然防止、あるいは法の安定的施行を確保するということから厳格な対応が必要

であると認識しているところでありますので、今回増加しました排出事業者につきましても、現在報告徴収中の業者に対するものと同様の手順で調査解明、責任追及事務を進めていく必要があるものと考えております。

その手順ということになりますけれども、昨年12月中旬から下旬にかけて、青森、岩手の両県で関係都県市への協力依頼等を実施しております。新潟、山梨、静岡県等の新規関係県市については両県の部長さん、あるいは次長さんが訪問して、直接関係都県市の部長さんに対しまして協力依頼を行っております。また、大幅に増加しました東京、埼玉等の都県市に対しましては、責任追及の直接の担当者が訪問して協力をお願いしたところであります。また、今後ということになりますけれども、1月下旬から新規関係県市で排出事業者説明会を開催しまして、順次報告徴収を実施していくという予定です。また、その後大幅に増えた関係都県市の排出事業者に対しても報告徴収を順次実施していくと、できれば今年度内に報告徴収文書の発送を終了させたいといったようなことで考えております。

この新規分につきましても、提出期限1カ月後ということになっておりますので、おおむね3月からはそちらの方の審査に入れるのかなというふうに考えております。また、具体的な審査方法につきましては、そちらの図の方にありますとおり、廃棄物処理法19条の5の規定による措置命令、委託基準違反、そちらの審査、あるいは19条の6違反、注意義務違反、そちらの方の違反をチェックして、違反事実が認められるものについては所定の手続を経て責任を追及していくということで考えております。また、今回の大幅な増加を踏まえまして、法律的な審査事務のあり方につきましても、現在青森、岩手で検討をしているところでございます。

以上でございます。

○菅野補佐 ありがとうございます。ただいまの説明に対しましてご意見等ございますでしょうか。特によろしゅうございますか。では、この資料に基づきまして次期合同検討委員会にご報告を申し上げたいと思います。

続きまして、次回合同検討委員会でご検討いただきます事項についてご協議をお願いしたいと思います。環境再生の考え方につきまして、次回合同検討委員会でご検討いただくことといたしておりますが、この具体的趣旨及びその内容につきましてそれぞれご説明いただきたいと思います。まず、恐縮ですが、岩手県の方からご説明をいただきたいと思います。

○築田対策監 それでは、資料4の岩手県としてあります環境再生の考え方についてご説明します。

まず、検討目的ということで、環境省では20日、21日と原状回復を図る新法の概要を説明しております。これは、昨日あるいはきょうの新聞なんかにもそのおおむねの枠組みが示されておりますけれども、ここに(仮称)特定産業廃棄物に起因する支障の除去に関する特別措置法というふうにされております。これによりますと、まず県が策定する原状回復等措置推進計画、これに基づいて原状回復を実施していくということになることに今進められているということですが、いわゆる実施計画を策定しなければならないということです。これは、10年間の時限立法ということで、向こう10年以内で原状回復を図るものであると。策定に当たりましては、当然市町村のご意見を聞くということもありますし、また新聞報道なんかでは環境審議会の意見も聞くというふうにも報道されております。こういう手続を要するという。それから、計画の構成としましては、そこに具体的事業内容として原状回復の方法とか期間とか事業費という部分が盛り込まれると。それと、県の取り組み状況の検証ということで行政責任の検証、これは現在両県やられておりますし、それから不適正処分に関与した行為者、排出事業者に対する責任追及、こういったものを県の取り組み状況ということで計画の中には盛り込まなければならないというふうになっているようです。

これから両県とも新年度には撤去作業ということで、除去作業を開始するということになるわけですが、まず事業目標を定める必要があるというふうに本県では理解しております。事業目標を実現するために具体的なスケジュールというものを検討し、それで実施計画というものが策定されると。

廃掃法では、原状回復、これは当然でございます。その上で、県としてのあるべき姿、すなわち検討委員会で最終的には策定することになるといいますか、そこから提言をいただくということになるかと思いますが、環境再生計画というものをつくっていかなければならないということがございます。これらの関係を整理確認しておく必要があると。

これまで両県が発した措置命令があるわけですが、この措置命令の内容を踏まえて原状回復の手法を検討していくというふうに、これは検討目的ということでございます。

用語の定義として、次に原状回復とか、あるいは環境再生としてありますけれども、これは原状回復については廃掃法での範囲内ということでもございますし、その上でさらに環境再生というのは現場の最終形態をどのようにしていくのかということで、当然これは環境再生レベルを行政コストあるいは管理形態、地元の意向を踏まえていく必要があるというふうに考えておりますし、さらにこれを実現した後においても、十分なモニタリングを継続的に進めていく必要があるというふうに考えて、これは用語を定義として整理したということで

ございます。

それから、不法投棄現場の一つということでございますけれども、不法投棄の特性としてここに書いてありますが、不法投棄の形態が違うということがございます。東側は16ヘクタールというところにスポット的といいますか、ゲリラ的に、うちの県では例えばブロックというふうに言っておりますけれども、Aブロックには鉛を含んだいろんなバークとか汚泥、燃え殻と、それからB地区にはベンゼンなんかで、廃油で汚染されたバークとか汚泥とかというふうに、ある程度ブロックごとによって廃棄物の種類が特定されたような形で投棄されているという形態がございます。さらに、西側の方は比較的非常に沢状といいますか、谷状といいますか、そういったところに大量の廃棄物が投棄されていて、そこにはいろんな汚泥あるいは燃え殻、バーク、廃油、そういったものが混在した状態で投棄といいますか、それが確認されているということで、非常に投棄の形態が違っているということがございます。それぞれ地形の状況も、そこにありますように東側が総体的には標高が高くなっており、周囲から水の供給が全くない、可能性がないと、周囲には高い山がないということですし、西側は総体的に標高が低く、沢地帯中心に流水が認められるというふうな地形の形態もございます。それから、地下水の状況についても、東側、これ現在調査中でございますが、透水性の小さい地盤の存在のほか、限界揚水量が小さいというようなことから、賦存量が少ないのではないかというふうな今のところの中間報告もございます。西側の方には流水が確認されて、まさに不法投棄現場の形態が全然違うという事実がございます。

それと、措置命令との関係ということで、本県では12年度に措置命令書で投棄されたすべての廃棄物と汚染土壌を撤去し、原状回復することを命令しております。したがって、法的対応にかんがみ、現場の原状回復を図ることが必要、いずれ投棄されたすべての廃棄物と汚染土壌を撤去し原状回復するという措置命令を発しているということです。ここが原状回復ということになるわけです。

5番目には、本県の考え方として環境再生、あくまでもこれは当然合同検討委員会という場でのいろんなご提言いただきながらということにはなりますけれども、そこに提案する形としましては、本県の方針として周囲の状況と調和が図られるよう生態系の回復を図ることを目標としたいと。例えば森林ということで、これは今後地元の皆さん、あるいは市町のご意見、合同検討委員会で意見をいただきながら、こういう考え方でいかがでしょうかというのを提案していきたいというふうに考えてございます。

原状回復については、申しあげましたとおり、支障となる廃棄物の除去を行うということ

でございますし、廃棄物の除去方法としては、まず特管物については15年度からおおむね3年程度で除去するというようにしておりますし、その後はさらに残された有害なもので、特管物を除くその他の廃棄物というものについても5年程度をめどにすべてを除去したいというふうに考えているものでございます。これは、当然現在実施中の地質調査等の検討を踏まえて、必要があれば次のような、除去作業をやった次のような対策を講じる必要があるというふうに考えております。

例えば撤去作業に当たって、地下水を媒体とした汚染拡散の可能性がある場合には、当然そういうものを未然に防止する措置を講ずる。例えば仮設の鋼矢板等、そういったもので汚染拡散防止策を講じた上で除去したいということですし、風を媒体とした汚染拡散の可能性がある場合には、仮設テント等を設けることによって拡散防止策をしたいと。また、雨が降ってそれで地下浸透があるというようなことについては、汚染拡散の可能性が考えられる場合には、例えばシートによる表面遮水の措置を講ずるというようなことで、現場の撤去作業、こういったことを除去の手法として取り入れていきたいというようなことを、今度予定されております2月の8日の検討委員会にこういう方針で本県側はいきたいというのを提案してみたいというふうに考えておりました、できれば4回目ぐらいの合同検討委員会には計画として、本県だけでなしにこれは青森県さんと同じような形で足並みをそろえていただければ合同検討委員会の方にこういう計画で進めますと、進めていきたいというのをご提案したいなというふうに考えているものでございます。

○菅野補佐 ありがとうございます。今岩手県側から次の合同検討委員会の議案としての趣旨のご提案等があったわけですが、青森県からも同じような資料として資料4 - 2のが出されてございますが、これについてご説明いただければ大変ありがたいと思います。

○山田副参事 それでは、資料の4 - 2で、青森県側の次回の検討委員会での環境再生についての検討事項ということで整理してあります。

1番として検討事項と書いてありますが、現在原状回復に係る調査、方策というものについて技術部会で検討しております。その中で有害廃棄物の基準を現場の廃棄物の特性、種類、量、有害性、投棄形態等を踏まえて分析、評価を踏まえて検討するというので技術部会、これが3回行ってあります。これまでの3回の中でも結論的なもの出ていますが、その他有害廃棄物については今後も検討しますというふうになっております。

それで、原状回復した上で、さらなるステップアップとしてその上のレベルとして環境再生と、ステップアップを図っていくのだろうと。それで、環境再生の検討に当たっては、ま

ず事業主体とか費用、土地所有権等、これらの課題について整理すべき課題が多いのではないかと。まず、環境再生検討の前提課題といいますが、そういうものを整理した上で環境再生計画を事務局で検討して、検討委員会に提案するという、そういうステップが必要かと思っております。そういう意味で、環境再生計画を検討するに当たってどういう前提としての課題なのか、その辺をまず次回の検討委員会で検討していただきたい、提言いただきたいということを考えております。

それから、またということを書いてありますが、原状回復、環境再生については岩手県さんの方からもその関係、関連についてはご説明ありましたけれども、この辺は共通の認識といえますか、そういう整理をしておく必要があるのかなど。これは、付随的なものですが、一番大きいのは2番の検討するに当たっての前提的な課題の整理ということです。

それで、2番の方に用語の定義とありますけれども、これは1番の(3)で言いました措置命令とか代執行とか原状回復とか環境再生という言葉、これを使っていますけれども、その辺の整理といえますか、これまでの共通認識を整理したものでございます。措置命令につきましては、皆さんもご存じですが、廃棄物処理法によりこれは生活環境保全上の支障を除去するために必要な範囲内で発する命令でございます。

代執行、これも廃棄物処理法に基づきまして、これもあくまでも措置命令を発せられた者が従わない場合に行政庁自らが措置命令の範囲内で実施するものであるというふうに解釈されております。要するに、措置命令の範囲と代執行の範囲は原則的には同じだろうということです。

それから、原状回復ですが、これはあくまでも廃棄物処理法上の問題ではありますが、措置命令の実行、または行政による代執行によって、本事案の場合は不法投棄前の森林なり、採草放牧地といえますか、原野、そういう状況、そういうふうなものに利用可能な状況に戻すというのが原状回復であろうと。環境再生というのは、原状回復した後、要するに森林なり採草放牧地として使える状態にした後、さらにステップアップとしてその土地についてどういう利用をするのか、最終的な利用形態を決めると。これについては、一番レベル的にもとの森林、採草放牧地、これに戻すと、そこに木を植える、それから牧草を植えると、そういう形で使う形態から、レベルが高くなりますと公園等として利用するとか、さらには何らかの施設をつくると、そういうことも考えられると思っておりますけれども、その辺は検討委員会の方で議論していただく必要があるかと思っております。当然そういう議論の中では、事業主体の問題、行政コストの問題、管理形態、それからもちろん地元の意向、これが一番重要

かと思えます。地元の意向等を十分に踏まえ検討していくことが必要であると考えております。この辺は、岩手県さんと相違はないと思えます。同じ認識かと思えます。

それで、一番次回の検討委員会で検討なり提言をいただきたいのが環境再生を検討する前提の課題としてどういうものがまずあるのか、まずクリアしていく課題ですね。ということで、一応青森県として今考えられるものは、1番、2番ということで上げております。恐らく検討委員会の法律の先生方、それから人文の先生方からはこれ以外にもいろんな前提の課題、クリアすべき課題があるということが提言されると思えます。一応考えているのですが、1点としては環境再生の検討に当たっては住民等の意向を十分酌み上げる必要があります。単に行政だけが事務局だけで環境再生計画の案をつくっていいのか、住民の意見を酌み上げるためのシステムといいいますか、何か協議会を設けたらいいのか、アンケートをやったらいいのか、それ以外に何かあるのか、その辺のところを提言いただきたいと思っております。

それから、一番重要なのは土地所有者です。これは、主としてあそこの部分今源新さんの所有になっています、それ以外の方の所有もありますが。幾ら環境再生計画をつくりましても、それに対して原状回復までは廃棄物処理法上の問題、代執行の問題ですから問題ないですけれども、環境再生といった場合に、例えば公園をつくるとか、何か施設をつくるといった場合に、土地所有者が同意してくれなければどうにもならない。それ以前に土地所有者が勝手に土地を売ってしまうということも考えられるわけですし、その辺の問題をどうクリアすればいいのか、要するに土地所有者の利用の制限、それから環境再生計画をつくった後のそれに従わせるにはどうすればいいのか、どういう法的な措置があるのか、その辺を考えていただかないと、まず環境再生計画案をつくっていくその前提課題、そこを整理しなければいけないだろうと思っております。

以上、そういうことで次回検討委員会にはお願いしたいなと思っております。

○菅野補佐 ありがとうございます。両県ご説明いただいたわけですが、青森県からはいわゆる次回の合同検討委員会については、環境再生に当たっての課題を整理してもらった必要があるのではないかというお話をちょうだいしましたし、岩手県の方からは県としての考え方を示した上で議論いただいたらどうかというふうにご提案があったように事務的には整理できるのではないかと考えておりますが、若干両県の考え方といいいますか、検討課題の設定の仕方について差異がある面がございます。これについてちょっとすり合わせの議論をさせていただきたいと思っておりますので、ご意見、ご質問等あればおのおのお願いしたいと存じます。

○築田対策監 前提としまして、どういう課題があるかということ整理してもらうことを提案したい。合同検討委員会の位置づけとして、我々がしてきましたのは諮問機関ではない、いわゆるこちらから、行政側がどう考えるかというものを提案して、提言、意見をいただいて、進めていくというふうな認識をしていただいたと。これからどのように整理していいのかと、要するに環境再生計画というものをどのように整理していけばいいのかというものを検討委員会の方に提案されたとしても、まるきり案のない状態でそこで議論していただくのかどうかということになるかと思うのです。できれば今国会に新法がかけられるということで、どんどん、どんどん時間がたつわけでございますし、できる限り早く合同検討委員会の方には各県の計画としてどういったスケジュールで、どういうものをどういうふうに進めていくかというのを具体的にかけていく必要があるのではないかと私もは思っておりますが。そこを今の山田さんのお話ですと、計画を策定していただけるような案を合同検討委員会の方に示される時期についてどのぐらいのことを想定されておられますか。

○山田副参事 まず、新法は特別措置法ですね。要するに、それに基づく実施計画、推進計画ですか、その関係で早目に岩手県さんの方は環境再生計画を確定したいというご意見だと思っておりますけれども、まだ新法自体詳しいものは手にしていないのでよくわからないのですが、推進計画、実施計画ですね、これがどの程度のものを書くのかわからないのですが、環境再生計画の絡みですね。私は、これまでの理解ですと、あくまでも新法特別措置法は原状回復の推進計画ですよね、実施計画ですよね。原状回復というのは、あくまでもこれは廃棄物処理法、もともと新法というのは例の補助金ですね、廃棄物処理推進センターの代執行した場合のそのための補助のための法律です。これは、あくまでも原状回復のために代執行した場合ですから、原状回復が中心ですよね。ということは、原状回復というのは、先ほど言いましたとおり廃棄物処理法に基づいて代執行によって元の状態……元の状態というのは森林なり原野、採草放牧地として使える状態に戻す、そういうことですね。そのためどこまで廃棄物を撤去すればいいのか、全部撤去すればいいのか、どういう手法で除去。それは撤去なのか、現地浄化なのか、そういうことを書いていけばいいのであって、環境再生計画が決まらなければ書けない。環境再生計画というのは、あくまでもまず森林なり、原野なりに使える状態、利用できる状態に戻した上でのさらにその上の段階の話だと思っております。その上の段階として、一番近いのが元の状態の森林として木を植える、それから牧草地として種を植えるということも考えられるだろうし、公園、上のレベルとですね、そういうことも考えられると思っておりますけれども、その辺はこれから時間をかけてやはり地元住民の

方の意見も聞きながら決めていかなければならないことであって、今早急に行政がこうしたいと、今行政ができるのはまずもとの状態に戻すこと、それに対して補助しますよということですね、新法特別措置法は。その辺がちょっと私も新しい法律の中身わからないので、推測で言っている部分あるのですけれども。

○築田対策監 確かに今の枠組みでは同じような情報しか持ち合わせていない状態で議論しているとは思いますが、環境再生というか、まず原状回復特別措置法という法律の名称からすると、確かに措置命令をかけて原状回復をするのだということになるかと思うのです。すると、うちの方の措置命令というのがあそこにある投棄されたものについては全量撤去という部分かけていますので、当然もう原状回復というのは全量撤去という部分になるのですけれども、それは今までうちの説明してきた事項によりますと、全部捨てられたものを撤去するのか、これはやり得を許す形ですから、できればあそこに捨てられたものを全部撤去したいのですけれども、それは莫大な費用、あるいは時間がかかるということで、できればあその環境再生という目標をつくった上で、そこに利用できるような形態のものは何とかあそこに残して、それを住民皆さん方にこれは理解していただいた上で残す、目標をつくった上で原状回復計画をつくっていきたいというふうに理解するのです。

また、恐らく係る計画には総事業費で恐らく何年間、先ほどのうちの説明ですと最初3年の後5年でそういう有害なものは撤去したいということですから、おおむね8年間にかかるのではないかと考えておりますけれども、そこまでの8年間のスケジュールとしての推進計画あるいは実施計画、さらにあその形態を最終目標をどうするのだということところまでの、これは補助金をもらえる範囲かどうかわかりませんが、そこまでの計画を示すべきではないかと。最終形態の目標を示さないでいて、原状回復した後でその上で環境再生のステップを図っていくのだと、なかなか住民理解も得られない部分ではないかなというふうに考えております。

○山田副参事 まず、新法特別措置法ですね、これがやっぱり実施計画、推進計画というのですか、それが環境再生まで……環境再生、先ほどから言っていますけれども、レベルアップしたものですから、ステップの段階ですから、そこまで求めているのかというのがわからないのです。あくまでもそれは原状回復のための補助であって、そのための計画のはずなのです。ですから、我々としては当然もとの森林、それから放牧地、採草地に戻すまでの計画をつくれれば、それは十分でないかなと思っています。これ推測で非常に申しわけないですけれども、その法律は。それで十分なはずだと思います。

それで、例えば……ちょっと余談でありますけれども、措置命令の関係ですね、岩手県さんの方は全部措置命令かけていると。その全部かけている中で考えていくのだということですから、青森県はご存じのとおり平成12年にかけてのはR D Fと、それから特管物で汚染されている堆肥をかけています。その間汚泥、それから焼却灰、これについてはまだかけていません。というのは、平成12年の段階では汚泥とか焼却灰、そういうものがどういう状態で埋まっているのか、どういう汚染状態なのかまだわからないと。それがわからないうちは措置命令の要件である生活環境保全上の支障という要件あります。これが一番の要件ですので、この要件をクリアできないので、調査してから調査結果を技術部会に見てもらって、その上でどこまで撤去すればいいのか、全部なのか、汚染状態を見て、それから投棄状態を見て、そういうのを技術部会で決定なり提言をもらった上で、必要があれば追加の措置命令をかけるということを考えております。

あくまでも措置命令と原状回復というのは一体といたしますか、イコールになっておりますから、措置命令のかけ直しということは当然あり得ると思っております。それは、あくまでも生活環境の保全上の支障ということで、もとの状態に戻すと、そういうことで今回の新法、特別措置法はそこまでの範囲で計画をつくれればいいのかと思うています。

○長葎次長 そうすると、青森県さんでは原状回復までは戻すというお話しなので、森林あるいは牧草地に戻すというお話をされましたが、そこまで戻すのですね、今度の原状回復で。

○山田副参事 利用可能な状態に戻すということです。

○長葎次長 そうしますと、今措置命令のお話もされましたね。8,025トンのR D F、それから汚染された堆肥と土壌を撤去すると。今現在は、措置命令はそれしか出ていない、あと汚染拡散防止がありますけれども、あれは遮水壁づくりたいからおっしゃるのだと思うのですけれども、だからそうすると廃油に汚染された堆肥とR D Fの8,025トンだけではなくて、今後はさらに措置命令をかけていくのだということによろしいのですか。

○山田副参事 それは、技術部会の方で、また検討委員会の方でここまで撤去必要ですよということになりますと、それに基づいて検討してかけていく、追加の……

○長葎次長 違うじゃない。だって、今まで技術部会とか合同検討委員会に言われてかけたわけではないでしょう。

○山田副参事 それは、平成12年の段階ではっきりとわかっていたのは堆肥様物、汚染状況、汚染されている部分、それからR D Fなどということです。それ以外については、明確にはわかっていないということで、12年、13年というふうに調査してきたと。それについては、

技術部会にも報告していると。技術部会の中で、どこまで除去するのかと、撤去するのかと  
いうことを議論していただいているわけですから、それを尊重しながら青森県としては措置  
命令のかけ直しということも検討するということです。

○長葭次長 何度もお話ししましたけれど、平成11年にこれ出ていると言ったでしょう、は  
っきり。だから、11年に青森県はこれは出ているというのがわかっているわけです。これに  
ついては全然かかっていないわけです、措置命令。かかっていないでしょう。

○山田副参事 それは必要があればこれから確定してかけます。必要があれば検討して当然  
かけることになるでしょう。

○長葭次長 では、今後はこういうのをかけていくのだということね。

○山田副参事 それは、もちろん検討でそういうのが確定すればかけます。

○長葭次長 それを技術部会でお願いするとか、合同検討委員会をお願いするとかという話  
ではないのではないですか。

○山田副参事 要するに、今技術部会で何を検討しているかというのは撤去する、除去する  
廃棄物の範囲を検討してもらっていますよね。当然その辺を尊重しなければいけないです。

○長葭次長 尊重するのではなくて、余りにも行政としての主体がないのではないかという  
お話をしているのです。

○山田副参事 ですから、これまで調査したものについて、それについて技術的な評価を得  
て、その上で尊重した上で措置命令の検討をすると、こう言っているのです。何も行政が措  
置命令の内容まで技術部会にお任せしているということではないです。その技術的な評価を  
してもらおうということです。そのために技術部会というのを持っているのです。

○長葭次長 私ばかり話しても仕方ないので、ちょっと気になっていることを1点申し上げ  
ますと、3番の環境再生を検討するための課題として、環境再生の検討に当たって住民等の  
意向等を酌み上げるための手法をどうするのかと、これを合同検討委員会にかけたいとい  
うお話をなさいますけれども、こういうことは別に合同検討委員会で住民の方々の意向をどう  
やって酌み上げますかなんていうのを決めてもらう必要は全然ないわけなので、どんどん話し  
たらいいのです、住民の方で。そうでしょう。こういうことを合同検討委員会で決めもら  
ってどうするのですか。

○山田副参事 私が言っているのは、どういう方法がいいのかなと、そういう提言があれば  
いただきたいということです。

○長葭次長 だから、今もお話しなさっているでしょう、住民と。

○山田副参事 十分やっております、これも。ただ、今までは環境再生について余り話していません。今まではどこまで撤去するか、こういうことについての話し合いはしていますけれども。

○長葎次長 だから、合同検討委員会でやっていただかなくてはいけないということはあると思うのです。こういうことをお願いしてしまうと、合同検討委員会で大変なことになってしまうから、やれることは我々でやる、それから最終形態ではなくて原状回復だというお話ししました、そちらの方で言いましたけれども、原状回復なら原状回復でいいから、青森県はこういうふうに進みますと、例えば遮水壁をつくって33万トンはとりますけれども、これ以上はとりませんと、時間がたって回復するまで待ちますと、そういうことを示してくださいと言っているのです。

○山田副参事 遮水壁を回しますというの、これはもう検討委員会にっておりますね。それから、技術部会の中では33万立米、推定ですけれども。それ以外のその他の有害廃棄物については、今技術部会で検討している最中ですよ。その最中に技術部会の検討を経ないままに検討委員会に県の考えを示すのはいかなものかと私は思っています。

○長葎次長 豊島のときですね。いろいろ皆さんもやって、我々も勉強してみましたけれども、豊島でさえ香川県は第7案まで出しているわけです。こういう形で考えています、こういう形で考えていますと出した。その最悪の第7案で豊島は香川県はやろうとして香川の住民の方たちから大反発を受けて、最終的にはあの案を撤回して第1案にいったわけですよ。そういうようなことをまた同じことをやりたくないでお話ししているのですけれども、やはり青森県さん、岩手県合同でやっているわけですから、それぞれ自分たちの県ではこういうことを考えていますと、何案でもいいと思うのです、たくさん示してあげて、住民の方たちにこういうことでやりたいと思いますといっぱい示してあげて、これでどうですか、あるいは合同検討委員会の方たちにもこれでどうですかとやっぱり示してあげる必要があるのではないかと思うのです。

○山田副参事 それは、手法の問題ありますけれども、今技術部会でその他有害廃棄物の検討をしていただいております。その検討が終わっていない。まだ、その他有害廃棄物について青森県はどう考えているか、これについて技術部会に示していません。技術部会の方でもその考え方をどうするか両県で持ってこいという話まだあれですけれども、今後当然第4回あたりでその辺の話になってくると思います。そういう技術部会での検討を経ないままにいきなり検討委員会に出すというのはそれはいかなものかと私はさっきから言っているの

です。

○北村田子町助役 その部分が非常に重要な部分でして、住民の方々を、地域の方々に納得していただくためには、行政が行政としての責任としてどこまでやるということがはっきりしないとだれも信用しないわけですよ。その部分を明確にして、技術論を聞いているわけではないわけです。いわゆる地域住民はしっかりと最後までやっていただけるかどうか、この部分はやっぱり行政が判断すべき問題だと私は思います。だれがこれ代執行なり措置命令なりをするわけですか。それは、補助がどうであれ、この辺まではやるということがないと何も前へ話が進まない、その部分でいつも地元住民と食い違っていると、そこはもう明確にさせていただきたいのです。そうでなければ、これは専門の方をお願いしてと、この繰り返しだと不安感を持って我々も地域の住民も、果たしてやってもらえるのかと、これは素朴な疑問だと思うのです。やはり行政の責任において、ここまでちゃんとやりますよと、細かい部分についてはそういった専門の方から何うということが前提でなければ、これはもう住民から意見を聞こうと何しようが、この部分でも前へ進まないのです、やっぱり信頼がないと。

○福永次長 田子の助役さんの今お話ありましたけれども、今山田がずっと説明していますが、今助役さんが理解しておられるような考え方で言っているわけではないのです。あくまでも合同検討委員会というのは、岩手県青森県である現場をどのようにすればいいのかについて、専門家の方、それから法律的に知見のある方、地域の代表である市長さん、町長さん、それから住民代表の方、これらの方に集まっていただいて、最終的には環境再生をどうすべきかというところまで合同検討委員会の中で検討していただきましょうということで立ち上げをして、それを十分地元の市も町も理解して入っているというふうに私どもも認識している。済みません、一応説明させていただけますか。その合同検討委員会の中で、環境再生まで持っていく、そのステップを踏んでいかなければなりません。ただ単に検討委員会の中で全体でなければ議論するわけにはいかないと、ただ時間だけかかってまとまらないというようなこともあって、専門的に、技術的に見ればどうなのかということで、まず技術部会というものを設置して、専門の先生方で部会でいろいろ議論していただきましょうと。その中で、議論していく過程で合同検討委員会の場で有害廃棄物の除去ということを目標にしてまずやりましょうということで決まっていますけれども、その有害廃棄物というのはどういうものかと。まず一つは、簡単に今お話しさせていただきますと、特管物、ではそれ以外のものはどうなのだとということで、どこまで有害廃棄物というふうに位置づけ

られるかということで、現在一生懸命検討していただいている、その中間報告を2月8日の合同検討委員会で部会長さんから説明があると、今現在そういう状況なのです。そこら辺の有害廃棄物というのをどの程度のものなのか、どういうものなのかということ、技術部会の意見を聞き、合同検討委員会の意見を聞いて、その上で行政としてきちんと判断しなければいけない、どういう形で持っていくかという判断しなければいけないという考えはもちろん持っています。ただ、今その過程にあるということで、今現在その過程の中で一方的にこういう形で措置命令をかけますと、こういう形で除去しますと、撤去しますというところまでは今はその段階ではないということで説明しているわけです。

○北村助役 要は、県としてもそこまで、もとの姿のところまで持っていかなければいけないと、そういうことで専門の方なりいろんな方をお願いしているわけです。私は、そこを踏まえてほしいということを行っているわけです。今次長さんがおっしゃったように、県として何が目的で組織化したかということ、あくまでも原状回復なり、再生なりを目指してお願いしているわけですね。何もやらないためにやっているわけではないわけです。だから、県としてはそこまでやっている。ただ、細かい問題はその方々にお願いは、細かいというか、具体的な部分は。ただ、あくまでも向こうにたどり着くのが目標なわけですから、これ両県同じだと私は思うわけです。ただ、言い方がどうもそちらをお願いしている方々の方を先に出してしまう。これは、県がお願いしたわけですから、当然原状回復なり、再生まで持っていくかどうかというのは、どの辺からというのは我々にとっては微妙な問題だと思うのですけれども、そういう目的があってやっているわけですから、県では一切その点を触れないというわけではないわけですね。ですから、私が言いたいのは県がそういうやらないということを行っているわけではなくて明確にやりますと、ただ具体的な手法については検討中ですよ、こういうふうな言い方をしていただきたいということなのです。そうすればはっきりすると、それが前提でないと話が進まないだろうと。

○築田対策監 冒頭ちょっと説明が十分ではなかったところがありまして、資料1にもう一度戻っていただきたいと思うのですけれども、この資料1の検討委員会検討概要の2番目の項目の今後の対応の中で、一応合同検討委員会の中では確認されている事項として、委員からの意見の2段目なのですけれども、これは古市副委員長さんの発言の中で、両エリアとも環境再生を実現するのに支障となるものは撤去するが、汚染リスクの高いものは汚染拡散を防止した上で早急に同時並行的に撤去すると、この詳細を技術部会で進めなければならない。あくまで環境再生実現するのだということが前提としてあるのです。その計画をつくるのは

この検討委員会でお示ししていただき、最終的には行政が判断するということになるわけですが、その過程の中でいろいろ汚染リスクの高いものを何を優先的に除去するか、次は何をするかという作業を進める中で、その撤去なり、あるいは汚染拡散防止壁なりする際に、技術的な面での助言とか意見をいただくのが技術部会であると、提言とかですね、というふうに理解してきていたのですけれども、やっぱりこういう形での最終目標を定めた計画をつくるべきではないかと我々は考えていまして、同じような歩調でいていただきたいわけですが、そこまでは原状回復がやられないと環境再生というのは出てこないというのであれば、計画の中で東側計画、西側計画というのも変な話なのですけれども、そういう区分は投棄形態が違うので、そういう区分もあるのかなというふうな考え方も我々はしているのです。

○山田副参事 今ちょっと築田さんの方から原状回復しなければ環境再生計画が立たないというふうなご発言があったと 私はそういう趣旨では言っていないのであって、まず原状回復、これはしなければいけない。これは、当然措置命令かけている、代執行やるからには原状回復ですから、それはもとの形へ戻す。これはいいですよ。

○築田対策監 先ほど原状回復した上で環境再生へのステップをすすめると。

○山田副参事 ですから、もともとの形に戻して、それは戻す作業の途中で再生計画を今から議論して結構なわけですし、別に原状回復に戻した時点でなければ再生計画を議論できないというわけではなくて、まず我々は原状回復しますよと、その上でさらにステップアップした利活用については、もっと時間をかけて住民の方の意見も聞きながらやっていいのではないかとということになります。

○長葎次長 原状回復に戻す森林とか草地に戻すというお話をされましたけれども、その原状回復に戻すための計画はいつおつくりになるのですか。

○山田副参事 それは、もちろん新法の特別措置法絡みがありますね、それに間に合わさなければいけない。そのためには原状回復、原状に戻すためにはまず特管物は片づけましょうと、これはこれまでの合意事項です。その他についてはどうしましょうかと、これは今両県議論しているわけですし、それが決まれば当然もう原状回復の計画も決めれるということになります。そのためには、その他有害廃棄物について今年度中に結論を出したいと。そうしないと新法の計画、新年度から入りますから間に合わないといいますが、そういうことを考えれば、今年度中にはその他有害廃棄物の結論を出さなければいけないだろうと思っています。

○長葎次長 そうすると、その他有害廃棄物とおっしゃっていますけれども、新法の中で10年間でまず計画をつくって、10年間以内で撤去しろということが新法の中では当然出てくるわけですね。そのために計画をつくらなくてはいけないわけですが、10年間でどこまでできるかというような目標というのは計画の中に盛りなくてはならないわけですが、それについてはどうお考えなのですか。

○山田副参事 もちろん10年間の時限立法、補助の特例ですか、というのありますからその範囲内で廃棄物、有害なものは撤去していかなければいけないだろうと、そう思っています。当然……

○長葎次長 10年間で撤去するのですね。

○山田副参事 それは、その法律の趣旨、時限立法といいますが、その辺の趣旨を検討して考えていかなければいけないと。

○長葎次長 わかりました。それでうちの県とほぼ一致していますね。うちの県は、3年間ぐらいでできれば特管物をとって、残りの5年間ぐらいでほかのものもとっていくと、住民の方たちの意見を伺いますけれども、環境再生に使えるようなものは残しますが、それ以外のものはとると、おおむねとっていくわけです。それと同じように、青森県さんは10年間でとっていくということでもいいですね。

○山田副参事 それは、もちろん法律がそういう特別措置法がせっかくできたわけですから、その中でやっていかなければいけないだろうと思っています。

○長葎次長 わかりました。そういう考えならばいいでしょうけれどもね。

○福永次長 そういう意味では、基本的に岩手県さんと別に違いはないと思います。多分同じ認識だなということで理解はされていると思うのですが、ただ一つ、さっきうちの山田と築田さんのお話の中で、ちょっと食い違っているかなと思ったのは、山田が言うように、時限立法の中で環境再生のところまでその法律で見てもらえるのかということになればそれは別でしょうということであれば、先ほど築田さんが説明したように、時限立法の関係があるので環境再生の計画立てなければならぬという話については、そこはもう少し時間かけてもいいでしょうということを山田は言っていると思うのです。その違いだけかなというふうにちょっと私聞いていて理解したのですが、

○築田対策監 最終形態の目標も同じにするのであれば、もう最初からこれ最終報告の中で最終形態を定めていってもいいのかなと思っています。

○福永次長 それが短期間でできるのかできないのかというのは、もうちょっと両県で詰め

てみないとだめなのではないかと思うのですけれども。

○時澤部長 私が言うのもあれですけれども、法律的にいいますと今回の原状回復のスキームは、環境再生までの補助スキームにはなっていません。あくまでも原状回復です。ただ、築田が言っているのは、原状回復するには当方としては環境再生に支障のあるものは全部除去しますよと、だから今回の原状回復のどの範囲を原状回復するかというのを環境再生を決めないと、最終目標を決めるとどこまでを撤去するかというのが決まりますと。だから、計画上、法律上の計画には再生のところまでの計画にはならないのですけれども、前提として環境再生というのをターゲットに置いておかないと、現実的な問題として法律上の計画もできませんよということを言っているのです。だから、確かにスキーム上は環境再生の部分の補助ということまでではないです。ただ、それは当然の前提として考えておかないと計画ができないということを言っているのです。

○長葎次長 我々がお話伺っていて、同じ土俵に立てるなと思ったのは、私どもで最終形態という形の環境再生の最終形態の形は、いずれ今森林になっている部分とか、以前森林になってとか原野になっているというところがありますけれども、最終的には住民の皆さんとか、検討委員会の意見を聞いて決めていきますけれども、岩手県とすればあそこは森林に戻していこうというのが最終形態と考えておりますので、そうすると今山田さんがおっしゃったように青森県さんの原状回復という言葉の中でそれが今度の法律の中の最終形態というのであれば、原状回復が森林に戻す、原野に戻すのだよというお話をいただいて、なおかつそのために全量撤去していくのだというお話をいただいたので、それであれば同じ土俵ですねということで理解できます。それで、これからやっていけるなというふうに考えています。

○山田副参事 多分環境再生、原状回復した後の環境再生の仕方として、もとの状態でそのレベルでいいのか、さらにいくのかという、その辺ですね、そこでもっと機能した方がいいのか、岩手県さんが考えているもとの森林、あそこもとの森林というのは一部森林で、一部原野ですから、そういうもとの状態に戻すことが環境再生だということで岩手県さんの場合はもう決められているということですから、青森県はもう一度その辺をさらにレベルアップしたものが必要なかどうか、その辺の検討が必要かなと思っています。

○築田対策監 これから例えば森林ではいかがかということこれから詰めていくのです。

○山田副参事 最低限もとの森林なり原野に戻すというのが原状回復ですから、そういう状態、利用可能な状態に戻すと、可能な状態ですね、使える状態に戻すというのが原状回復ですから。

○築田対策監 その目標を定めることによって、ここに置かせていただけるものも出てくるのではないかと。

○山田副参事 その辺は原状回復……

○築田対策監 これからの話なのですが、それに持っていくために支障があるものは取るということは認識しております。

○山田副参事 ちょっとその辺細かい議論になりますので、それもちょっとすり合わせしたいと思います。

○長葎次長 別に撤去していくことには変わりがないでしょう。その辺、それならいいでしょう。

○北村助役 その辺をもうちょっと腰が引けないような話にさせていただいて、私どもわかっているのですけれども、及び腰で話しされると不安になるわけです。

○長葎次長 ただ、やっぱり岩手県、青森県とできるだけすり合わせして同じ意向で出したいと思いますけれども、そういうふうなときにそれぞれの形というものをきちっと行政としてこういうふうにしたいと思いますが、いかがでしょうかという形で提案する必要があると思うのです。白紙で検討委員会に出されても、委員さんたちも恐らく困ってしまう。この間の技術部会でも部会長さん、ほかの委員さんおっしゃっていましたが、責任とらされるようなことは困るわけで、我々最終的な責任は行政が負うわけですから、合同検討委員会のご提言をいただいて決めるのはそれぞれの県だという認識だけはしっかり持って、そのためにお願いするわけでしょうから、やはりある程度の案はお示しした方がいいと思っていますので、できましたら今度の8日の日の第3回の検討委員会にはうちの県、あるいは青森県のそれぞれの基本方針的なものは示すか、あるいは両県一緒になって示せば示すとかやっていって、今度の法律は恐らく来月中ごろぐらいには法案が多分提出されるでしょうから、それまでやるとできれば予算関連法案ですから3月に通ってしまうので、そのときに間に合わせなくてはいけないわけです。そんなゆっくりな話はしておられませんので、できるだけ早くお示しして、それから計画案みたいなものを早く我々のレベルでつくって、合同検討委員会にこんな形でいきたいのですがということでご意見を伺うと、それから提言をいただいて、当然住民の方々が入っていますので、そういう形でいきたいと思います。間に合いません。10年しかないと。

○福永次長 法案絡みで間に合うようにやるということについては全く同じです。その中で若干の違いがあったのは、環境再生というのが今部長さんおっしゃったように、岩手県さん

は最終的に環境再生のあり方がある程度見えていないとそこら辺の計画ができないだろうという認識を持たれている。うちの方の説明しているのは、要するに法案絡みのものというのはあくまでも原状回復だと、そこまでのものだと。ただ、それについてきちんと整理できるのであれば環境再生というのは非常に大事な話だと思いますので、時間がかかるだろうと、それを決めていくには相当時間かかるだろうという認識がありますので、先ほど來說明しているように拙速はだめだと思います。そういうことで、次回の合同検討委員会に両県でどこまでのものが出せるのか、もうちょっと議論が必要かなという気がしますので、もう少し時間かけて事務的に整理してみたらどうでしょう。そうしないと、今ここでやっても余り実になるものがないのではないかなという気がしますので、大体お互いの考え方もわかりましたし、基本的なところは同じだということもわかりましたし……

○長葎次長　そうですね、着地点が同じだなという感じがしましたので。

○福永次長　そういうことで、次の合同検討委員会にどこまで出せるのかというのはもうちょっと整理しないとだめかなというふうに思いますけれども、どうでしょう、部長さん。

○時澤部長　いいです。それで、土地の関係とか、今これ合同検討委員会だと書いてありますけれども、これも早く事務的に詰めておかないといけない問題だと思うのです。だからここも早く、検討委員会ではなくて、早目にここで。

○福永次長　長葎さんおっしゃっているようにどうしようという形でこういう形でよければどうでしょうということ。

○時澤部長　そうですね。特に事業というか、撤去に入る段階で整理しておかないといけない問題結構あると思うのです、途中も含めて。だから、そこは早目にすり合わせをして決めて、手段を打っておかないと手おくれになってしまったら困るところもありますので、そこはそういうのをリストアップして早くつぶしていくということで早目にやりたいと思いますので。

○菅野補佐　大変ありがとうございました。では、今福永次長さんからご提案ありましたとおり、ちょっとこの4番については事務的に詰めさせていただくことにさせていただきたいと思いますが、二戸市長さん、北村助役さんから何かご意見、ご提言等あればお願いしたいのですけれども。

○二戸市長　今の県について一つ気になるのは土地所有者のことなのですが、原状回復までは法的な手続がいろいろとられると思うのですけれども、どうせ現実にはできないですね。そうすると、代執行でほとんどやることに多分なるのだと思います。そのときに土地所有者

の意見、法律的になれば土地所有者というのは原状回復の後も土地所有者であり続けるのでしようけれども、実際土地所有者の意向というのは命令も履行できない、行政代執行やられた上の土地所有者というのは、どれだけの権限持つのかなと思うのです。確かに法律的にはあるのですが、だから土地所有者の意向を無視して何かやるというわけにはいかないのでしょうかけれども、土地所有がおれはこう使う、ああやろうというときに本当に残っているのかなと。ですから、寄附するかしないかわかりませんが、もうその意思なるものは措置命令を履行できない時点でどのようにでも従いますというのが普通ではないかという気するのです。今岩手県側から話ありましたように、その辺は土地所有者の方にはっきりしてもらっておくのが一つあるのではないかと思います。そうすると、あとはどのような計画を立てても余り土地所有者が言いにくい状態に当然なるのだと思います。

私どももこういう事件が起きて、その後もとに戻す、法的に言えばまさに原状回復だと思うのですが、ならして木を植えてそれで万歳かという、やっぱりここまでいろんなことあったわけですから、さらに何かをと、別に地元に関係あるものをつくるとかということではなくて、後々もそこに行ってみてあのときこういう事件があったといいますが、その後みんなでこういうふうな森を育ててきたといいますが、あるいはビオトープみたいなことも考えられるような気もするのですが、何かそこに新しいものを付加していくということもできないものかと。それは、みんなに聞いたわけではなくて、私自身そんなふうな考えておりました、その点のプラスアルファ、付加するものは何かよりよいあそこの地域をつくってあげればいいと、そのためにはやっぱりいろいろ意見を聞いていただきたいと思います。ああいうところについての提案は、各地域でもいろんなことやっていますからあると思うので、そういうのをパターン化してこういうのはどうというのを地元で提案できるような、そういう状況で示していただければ、地元も非常に喜んで議論に参加するのではないかと、そんな気がいたしております。よろしくお願いいたします。

○北村田子町助役 同じ問題なのですが、ただ原状回復ということで最後は終わりとなった場合に、単なる原野と、やっぱり木が植えてあって本当に自然が再生して、その木が生き生きと生きていくというふうなことでは、その後のイメージが全然違うわけですね。いわゆる地元なり、そこを見る人にとって、やっぱりそのぐらいの配慮は何とかできないのかなという感じがしています。いわゆる谷間掘って除去したけれども、その後というふうなことではないだろうと思うのですけれども、原状回復ということですから、単なる原野ではやはり何か結果的にごみの跡地だというだけで終わってしまう。その辺は市長さんがおっしゃった

ように、ぜひプラスの部分まで何とか持って行って、そこの本当の自然が再生したというふうなことが後にイメージとして残るようになっていただきたいと思います。

それと、ちょっとあいさつの中でお話ししましたけれども、我々心配しているのは原状回復は大体まず方向として徐々に法律もできますし、見えてきましたけれども、今までの例えば水道水1カ所とめているわけですが、それらに有害なものがまじって出てきたとき、それがそこまでが法の対象として措置されるのかどうかと、あるいは場合によっては10年、その年限が過ぎてから出た場合はどうなるのか、その辺もお聞きしておかないと、今ご返事できるかどうかわかりませんが、やっぱり地域の住民は常にそのことが頭にありますので、その辺できたらちょっとコメントをいただきたいなと思っていましたけれども。

○長葎次長 わかりませんね。今のお話はちょっと、法案に盛り込まれるかどうかともよくわかりませんので、ただいづれにしてもモニタリングをずっとしていく必要が当然あると思っていますから、このことは原状回復がすんでもきちっとやっていきたいと思っています。

それから、二戸市の市長さんおっしゃった前段の土地については、これは岩手県から言いますと不法投棄されたものを全量撤去して原状に回復することという措置命令をかけておりますので、原状回復、要するに森であれば森をつくるまで持っていくというのが措置命令としてかかっていますから、これは代執行はできると。ただ、青森県さんは今のままではいきまらずとまだできませんので、それはこれから措置命令をおかけになるということですから、多分かかって、できるものだというふうに思います。

○福永次長 今助役さんがおっしゃった心配を払拭するための方策として遮水壁とか水処理施設というのを今一生懸命進めているわけです。先々どうなるかというお話については、今おっしゃったようにそのときどうなるかというのは今ここで答えできるような話ではないということです。ただ、そういうふうにならないように一生懸命今早くそういう汚染拡散防止の工事をしたいということで今進めているということでございます。

○北村助役 地域住民は汚染がいつくるかと非常に心配をしているのですけれども、これから先心配を抱きながらあの地域に住んでいかなければならない。まず、その辺は農村地帯だけに困るのです。ですから、その辺もできればできるならばひとつやっていただきたい。

○菅野補佐 大変ありがとうございました。

では、一応2番までの検討事項終わらせていただきまして、3、その他でございますが、事務局から特に用意してございませんが、皆さん方から何か特にございますでしょうか。

#### 4 . 閉 会

○菅野補佐 では、特になければ、これもちまして第3回青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同会議を終了させていただきます。本日は大変どうもありがとうございました。